

訪問介護および世田谷区総合事業 重要事項説明書 <令和6年6月1日改定>

令和6年6月法改正において介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について

[訪問介護 料金表・基本料金・昼間] (訪問介護費・要介護1～5)

身体介護中心型	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	179	2,542円	255円	509円	763円
20分以上30分未満	268	3,807円	381円	762円	1,143円
30分以上1時間未満	426	6,042円	605円	1,209円	1,813円
1時間以上1時間30分未満	624	8,857円	886円	1,772円	2,658円
以降30分を増すごとに算定	90	1,276円	128円	256円	383円
生活援助加算※	72	1,026円	103円	206円	308円

※引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)

生活援助中心型	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上45分未満	197	2,793円	280円	559円	838円
45分以上	242	3,431円	344円	687円	1,030円

[世田谷区総合事業 料金表・基本料金・昼間] (要支援1・2・事業対象者)

[総合事業 訪問介護サービス] [訪問介護員による身体介護、生活援助]

月額	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービスⅠ(週1回程度)	1,176	16,689円	1,669円	3,338円	5,007円
訪問型独自サービスⅡ(週2回程度)	2,349	33,345円	3,335円	6,669円	10,004円
訪問型独自サービスⅢ(週2回を超える程度)	3,727	52,896円	5,290円	10,580円	15,869円
日割り					
訪問型独自サービスⅠ(週1回程度)	39	558円	56円	112円	168円
訪問型独自サービスⅡ(週2回程度)	77	1,094円	110円	219円	329円
訪問型独自サービスⅢ(週2回を超える程度)	123	1,744円	175円	349円	524円

[総合事業 生活援助サービス] [訪問介護員等による生活援助中心の60分以内のサービス]

利用1回ごとの出来高払い	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
生活援助サービス	226	3,203円	321円	641円	961円

※週1回程度利用(月5回まで)、週2回程度利用(月10回まで)

- 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- 所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間によるものとします。
- やむを得ない事情で、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。(訪問介護のみ)

	基本単位	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	2,838円	284円	568円	852円
緊急時訪問介護加算	100	1,425円	143円	285円	428円

<加算について>

- 特定事業所加算(Ⅱ)基本サービス単位数の10%加算(当事業所該当)(訪問介護のみ)
(当該加算の算定対象は、要介護1～5の基本サービス単位数)
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の24.5%加算(当事業所該当)
※算定要件に適合し、東京都へ届出済み。
※当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

- ・厚生労働大臣が定める当事業所の所在地は、1級地：特別区（1単位の単価は11.40円）です。

事業者は、令和6年6月法改正において介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について、利用者に対して本書面を交付し、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者> 所在地 東京都世田谷区代沢5-7-3
事業者名 有限会社 ヘルパーサービス和知
代表者名 代表取締役 和知祥子 印

説明者 印

私は、本書面により、令和6年6月法改正において介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について、重要事項の説明を受け内容に同意し、受領しました。

<利用者> 住所.....

氏名..... 印

(代理人または立会人等) 住所.....

続柄..... 氏名..... 印